

[各論 I] 負担増の口火を切った 2006年度税制改正

片桐 正俊

中央大学経済学部教授

● 2006年度税制改正のポイント

景気は2002（平成14）年2月以来回復軌道に乗り、デフレ脱却宣言も近づいており、政府は2006（平成18）年度のGDPの伸び率を実質1.9%と予想している。政府は、2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化のみならず、本格的財政再建を目指したいところである。しかし、本格的財政再建には歳出削減だけでは及ばず、消費税増税は避けえないとの認識を有しつつも、1997年に消費税増税によって景気回復の腰を折ってしまった橋本内閣の轍を踏みたくないという思いと、2007年夏の参議院選の争点にしたいくないという政治的思惑から、実際の消費税率引上げ法案の提出は早くとも2008年1月の通常国会ということになる。

こうしたことから2006年度税制改正は、これまで景気対策として採られてきた所得税や法人税の減税を見直し、実質2兆円超の増税となる財政重視型となった。その主な内容は、①定率減税全廃、税源移譲等所得課税改正、②法人税の特別措置見直しと新設、③土地・住宅関連税制の増減税、④酒税見直し・たばこ税増税等であるが、その他2007年度税制改正に連なるものとして、道路特定財源の一部一般財源化問題がある。以下、これらについて順に述べる。

● 定率減税全廃、税源移譲等所得税改正

定率減税は、1999年小渕内閣の時から恒久的減税として実施されてきた。所得税については、その年分の所得税額から当該所得税額の20%相当額（25万円を限度）を控除できた。住民税については、その年度分の個人住民税所得割額から当該個人住民税所得割額の15%相当額（4万円）を控除できた。ところが、2005年度改正でそのいずれの税についても半減されることになり、所得税については2006年1月から、個人住民税については2006年6月から実施される。2006年度改正ではさらにそのいずれの税についても完全廃止となり、所得税については2007年1月から、個人住民税については2007年6月から実施される。

さて、この定率減税の全廃によって、全体で現在よりも3.3兆円の負担増となるのであるが、家計の税負担はどうなるのだろうか。表1は夫婦・子供2人の世帯の税負担の変化を示したものである。

夫婦と子供2人の年収700万円の片働き世帯の負担は、2005年の37.7万円から2006年には41.8万円に、さらに2007年には45.9万円となる。定率減税全廃により、2005年と比べて2007年には8.2万円も増税となったのである。年収1,000万円の世帯で17.8万円、年収1,500万円の世帯で29.0万円の負担増が定率減税の全廃で生じるのである。

表1 定率減税の半減、廃止による税負担の変化（夫婦子供2人）

(単位：万円)

年収	2005年の納税額	2006年納税額 (定率減税半減)	2007年納税額 (定率減税廃止)
300	0.8	0.8 (+ 0.7)	0.9 (+ 0.14)
500	16.0	17.7 (+ 1.8)	19.5 (+ 3.6)
700	37.7	41.8 (+ 4.1)	45.9 (+ 8.2)
1000	95.2	104.1 (+ 8.9)	113.0 (+ 17.8)
1500	235.8	250.3 (+ 14.5)	264.8 (+ 29.0)

注：納税額は所得税と個人住民税の合計（年額）で、所得税は暦年。
 個人住民税は6月～翌年5月。夫はサラリーマンで年収は給与収入のみ。
 妻はいずれも専業主婦。子供1人は16～22歳の特定扶養親族。
 カッコ内は2005年の納税額と比べた税負担増。100円単位を四捨五入しており、
 2005年の納税額に税負担増加額を加えても、新たな納税額と一致しないことがある。
 出所：「読売新聞」2005年12月16日付（朝刊）。

なお、定率減税は恒久的減税として導入されたにもかかわらず、景気対策的暫定減税にいつの間にか位置づけが変えられてしまい、さしたる議論もないままに全廃とされるに至ったのは、その当否は別にして御都合主義との批判は免れない。

もう1つ大きな税制改正として、いわゆる三位一体改革の一環として行う所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲に関し、所得税の税率構造を現在の10、20、30、37%の4段階から5%（課税所得195万円まで）、10%（同330万円まで）、20%（同695万円まで）、23%（同900万円まで）、33%（同1,800万円まで）、40%（同1,800万円超）の6段階に変更する。住民税の税率構造は現在、5、10、13%の3段階に分かれているが、これを10%に一本化する。これが実施されるのは、所得税が2007年1月から、住民税は同年6月からで、2006年度は暫定的措置として、所得譲与税により3兆94億円の税源移譲を行う。

こうした所得税と住民税の税率構造の変更が実施されても、大半の納税者の税負担に変化はない。しかし、一部の高所得者には年7,200～8,400円程度の負担減が発生する。一方、所得税が課税されず、住民税だけを負担している年収270万～325万円の夫婦と子供2人の世帯は、住民税の税率上げがそ

のまま増税となるため、その分を税額控除する。

その他、ややマイナーな所得課税の変更であるが、所得税から所得控除される寄付金額を1万円超から5,000円超に引き下げる等の改正も行われる。

● 法人税の見直しと新設

2005年度末で期限の切れる企業減税には、①IT投資促進税制（規模5,100億円）、②研究開発促進税制の2%の上乗せ分（同1,100億円）、③中小企業投資促進税制（同1,500億円）、④留保金課税の特例（同1,500億円）、の4つがある。

IT（情報技術）投資促進税制は、国際競争力を高める目的で2003年度税制改正で導入されたもので、IT機器の取得に対して、購入費用の10%を法人税額から控除する。この制度は、景気対策的役割を終えたとして廃止される。しかし、完全廃止となれば企業への影響が大きいとの判断から、代替措置として減税規模1,000億円程度の情報基盤強化税制を創設することになった。これは、情報セキュリティ対策に対応した設備を取得した場合、2年間の時限立法として取得額の10%を税額控除するものである。定率減税の全廃で家計は完全に増税となるのに、企業減税の方は、産業界の声に押されてこうした形で

残したことは批判がある。

研究開発促進税制は、研究開発費の最大12%（10%は恒久減税、2%は上乗せの時限減税）を法人税から税額控除できるものであるが、2%の上乗せ分を廃止する。ただし、新たな上乗せ措置として、研究開発費の増加分に5%の税額控除を認めることになった。

中小企業投資促進税制については、対象資産に一定のソフトウェア及びデジタル複合機を加えるとともに、電子計算機以外の器具備品を除外した上、その適用期限を2年延長する。

同族会社の留保金課税制度については、同族要件を大幅に緩和し、留保控除額を拡充する等の見直しを行う。

● 土地・住宅関連税制

土地登記に関する登録免許税は、2006年4月から2008年3月まで売買による所有権の移転の場合には1,000分の10（本則1,000分の20）に、所有権の信託の場合には1,000分の2（本則1,000分の4）に軽減される。2006年度税制改正は増税基調になっている中で、こうした減税策が採られるのは、依然として土地資産デフレが続いていて不動産取引の活性化が必要という不動産業界の声に配慮してのものである。

1981年5月以前に建築確認を受けた家屋に耐震改修を受けた場合、所得税額から住宅耐震改修に要した費用の10%（限度額20万円）を控除する制度が創設される。ただし、これは2006年4月から2008年12月末までの時限措置である。

また、1981年以前に建てられた住宅をリフォームした場合に、家屋にかかる固定資産税を2分の1に減額する制度も新設する。

さらに、損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を新設する。所得税は、2007年から居住用家屋・生活用動産に対する地震契約に係る保険料、掛金の金額を総所得金額から控除（最高5万円）する。

個人住民税は、2008年度分から、保険料などの2分の1を総所得金額から控除（最高2万5,000円）する。

こうした税制による地震対策支援策は、地震による災害が頻発し、また耐震強度偽装事件で住宅の強度への関心が高まっているだけに、積極的に評価できるものである。

その他、税源移譲に伴い住宅ローン減税の控除額が減る人への対応として、翌年度分の個人住民税から残額を減額する措置が講じられる。

● 酒税見直し・たばこ増税

酒税は、現在、①清酒、②合成清酒、③焼酎、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類（第三のビール）、⑩雑酒（発泡酒、第三のビール）、に課税区分されているが、表2に示されるように「発泡性酒類」、「醸造酒類」、「蒸留酒類」、「混成酒類」の4つに簡素化される。同じ区分中の税率は原則として同じにするが、2006年度改正では混乱回避を理由に税率格差の縮小は小幅に留まり、本格的縮小は先送りされてしまった。

酒税の分類を簡素化するのには、第三のビールのような形で原料を工夫することによって、本来のビール税に適用されている高い税率を回避しようとする動きを封じるためである。しかし、今回の改正では、表2に示されるように、ビールの税率が少し下がり、第三のビールの税率がかなり上がっているが、その格差はなお大きい。2006年5月からの新しい税額を、350ミリリットル缶で見ると、ビールが0.7円減税の77円、発泡酒が47円で据え置き、第三のビールは0.2円か3.8円増税して28円となり、かなりの格差が存在する。

同じ区分内の酒税の税率格差問題の他に、日本のビール税が高すぎるという問題もある。日米欧のビール大瓶1本（633ミリリットル）当たりの価格とそれに含まれる税額は、現在日本：337円（税141円）、アメリカ：230円（税14円）、イギリス317

表2 改正後の酒税の課税区分と税率（10当たり）

(単位：円)

		現税率	新税率
発泡性酒類	ビール	222	220
	発泡酒（麦芽比率25～50%）	178	178
	発泡酒（麦芽比率25%未満）	134	134
	第三のビール（その他の雑酒）	69	80
	第三のビール、缶チューハイ（リキュール類）	79	80
醸造酒類	清酒	141	120
	果実酒（ワイン）	70	80
	その他醸造酒*	138	140
酒蒸留類	しょうちゅう*	248	200
	ウイスキー	409	370
混成酒類	リキュール	119	120
	甘味果実酒	104	120
	合成清酒	95	100
	みりん	22	20
	雑酒	—	220

注：*は課税区分ごとの基本税率で新開発の商品に適用される。
出所：「産経新聞」2005年12月16日付（朝刊）。

円（税82円）、ドイツ：167円（税7円）、フランス：120円（税10円）となっている。ビールは庶民的な飲み物だけに、小売価格及び税をもう少し引き下げてもよい。

たばこ税は、税率が1本当たり0.426円（国・地方合わせて0.852円）引き上げられる。たばこ税はたばこの購入時にかかる租税で、代表銘柄のマイルドセブンの場合、小売価格270円の約6割（約158円）を占めている。たばこ税は2006年7月1日から上述の通り税率が引き上げられるが、小売価格は1本当たり1円の値上りとなり、マイルドセブン1箱は現在の270円から290円に値上りする。

日米欧のたばこ1箱当たりの価格とそれに含まれる税額は、日本：270円（税158円）、アメリカ：736円（税370円）、イギリス：982円（税611円）、ドイツ：527円（税325円）、フランス：621円（税397円）となっており、日本のたばこの小売価格及び税額は欧米先進国と比較して著しく低い。欧米先進国でたばこの小売価格及び税額が高くなっているのは、政策的に国民の健康増進に配慮しているからであり、増嵩する医療費を抑制する狙いがある。こうした点からすると、たばこ税はまだまだ税率を引き上げる余地がある。

しかしながら、2006年税制改正におけるたばこ

税の増税は、そうした政策目的で決められたものではない。政府は「公債発行を極力圧縮する観点から」つまり「公債発行を30兆円内に抑えるために」、たばこ税の税率を引き上げると説明しているが、それはそれとして直接的には公明党が強く主張した児童手当拡充を政府・与党が正式決定し、その財源をたばこ税増税に求めたことがその背景にある。また、児童手当自体も本当に少子化対策となっているのかという疑問が人口論研究者等から出されている。

● 道路特定財源の一部一般財源化

道路特定財源は、ガソリンにかかる揮発油税や自動車重量税、石油ガス税の税収入を道路関連の支出に充てることを目的としている。2006年度税制改正大綱では、道路特定財源の見直しは2007年度以降に先送りした。また、ガソリンなど化石燃料に課税する環境税についても何も明示していない。

しかし、政府は2006年度予算において道路特定財源（3兆5,000億円）の一部（約500億円）を一般財源化する方針を決めた。なぜ2006年度税制改正でそれを決めずに、そうした方針を出すことができるのか。道路整備費は近年の公共事業費の圧縮などで減少傾向にあり、2006年度は道路特定財源のう

ち約1,000億円が余る見通しである。政府はこの約1,000億円の半分の約500億円を、電柱の地中化や道路周辺の環境整備など道路関連事業に用途を拡大して使用する予定でいる。残る約500億円を用途を限定しない一般財源にする方針である。この一般財源化される約500億円は、法律上は特定財源ではない自動車重量税から捻出されるため、2006年度の一般財源化に当たってわざわざ税制改正（法改正）をする必要がないのである。しかし、道路特定財源を本格的に一般財源化しようとするれば、もちろん税制改正（法改正）を行わなければならないが、その本格的論議は2006年夏以降になる見通しである。

道路特定財源は、道路予算の削減政策の影響で、2007年度には4,500億円の余剰金が発生すると見込まれているので、これをどう使うのかの問題が2007年度税制改正の議論の中で大きな焦点となるのは間違いない。

財務省は、社会保障関係費の増大や消費税率の引き上げなどを控え、道路特定財源の一般財源化を狙っている。しかし、もともと道路特定財源は道路整備のための目的財源であって、その目的が達成された後もこの税を一般財源として課税し続けるというのは、それに反対する自動車業界やドライバーには説得性が乏しい。

また、揮発油税や自動車重量税は、道路財源の不足を理由に、本則よりも高い暫定税率が課せられている。暫定税率は法定税率の1.2～2.5倍となっている。ただ、揮発油税の暫定税率は2005年3月末、自動車重量税の暫定税率は2008年4月末までである。財務省は税収を減らしたくないので、暫定税率を維持したまま道路特定財源の一般財源化を図りたいと考えている。しかし、道路整備の目的が達成されたならば、暫定税率を廃止せよという筋論が強まることが予想され、財務省の目論見通りに行くかどうかはわからない。他方環境省は、道路特定財源の余剰金問題をテコに、それを「環境税」に振り替えることを目論んでいる。

依然として道路特定財源を道路整備に充てたい

国土交通省、一般財源化を図りたい財務省、環境税に転用したい環境省との三つどもえの争いが、2007年度予算編成途上で激しく展開されることは間違いない。

● むすび：2006年の家計負担増3兆円強

2006年の主な家計負担増は、野村證券の試算では、税制改正分として、①所得税の定率減税縮小（1兆2,520億円）、②65歳以上の住民税控除廃止（1,003億円）、③住民税の定率減税縮小（3,330億円）、④たばこ税増税（1,800億円）、社会保障分として⑤介護保険料引き上げ（2,600億円）、⑥厚生年金保険料引き上げ（2,700億円）、⑦70歳以上の高所得層の医療費窓口負担拡大（750億円）、で合わせると3兆149億円となる。

ニッセイ基礎研究所の予測では、2006年度の雇用人報酬は2兆8,000億円程度増える見通しであるが、家計の負担はこれをはるかに上回る規模である。また同研究所の試算によると年取700万夫婦・子供2人の家計では、税と社会保険料を合わせた負担が2006年で49,000円、2007年で47,000円増える。このように、2006年はいよいよ本格的な負担増時代の幕開けとなったのである。

2007年度以降の税制改正において、所得税については給与所得控除、配偶者控除、扶養控除等の控除が見直しの対象となり、「サラリーマン増税」は本格化する。さらに消費税引き上げも既に確実な方針となっており、税率は7～9%程度になると予想される。消費税は税1%で約2.5兆円の税収を生むので、仮に3%ポイント現行より税率を引き上げるとすれば、7.5兆円の負担が国民にかかることになり、まさに大增税となる。国家財政の大赤字がいよいよ国民にツケとなって回って来るのであるが、所得格差が進んでいる今日、せめてそれらの増税や社会保障負担が所得格差を一層広げ、格差社会を作り出してしまわないように、最大限の政策的配慮がなされなければならない。■